

質 問 回 答 書

業務／工事名【令和８年度富岡町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その３）】

No.	区分	ページ	条項	質問事項	回 答
1	特記仕様書	2	7. (1) ①	完全週休2日制工事（現場閉所型）【（完全週休2日（土日） I型））】の対象工事は、令和8年4月1日以降に入札公告等を行う工事について適用する版の「週休2日制工事の実施要領」に基づき実施すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
2	特記仕様書	4	7. (1) ③	建設キャリアアップシステム（CCUS）活用推奨モデル工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 実施要領」及び「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算 について」に基づき実施すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
3	特記仕様書	5	7. (1) ⑤	熱中症対策に資する現場管理費の補正は、除染等工事と解体工事の両方に適用されると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	解体工事は共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため適用外です。
4	特記仕様書	31	2. (1)	労働者確保に要する方策に変更が生じ、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事の旨のご呈示を頂きましたが、これは解体工事には適用されないでしょうか。ご教示願います。	現場説明書「11. 被災地以外からの労働者確保に関する事項」に記載のとおり解体工事も適用となります。
5	現場説明書	4	19	「本工事は、復興係数（共通仮設費：１．３、現場管理費：１．１）を乗じている。なお、上記について変更が生じた場合には設計変更の対象とする。」とのご呈示を頂きましたが、除染等工事と解体工事の両方に適用されていると考えるとよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
6	現場説明書	5	20	「建物等解体撤去等工事の諸経費の算定に当たっては、公共建築工事共通費積算基準（改修建築工事）を準用」とのご呈示を頂きましたが、下記３点をご教示願います。 ①適用版は令和８年３月１１日国営積第１５号と考えるとよろしいでしょうか。 ②諸経費算定上の工期をご教示願います。 ③共通仮設費は監理事務所を設けない場合の補正をすると考えるとよろしいでしょうか。	①貴見のとおりです。 ②８か月です。 ③貴見のとおりです。

7			諸経費対象外	除染工事、解体工事とも諸経費対象外項目がございますが、この他に共通仮設費（率計上）、現場管理費、一般管理費等の対象外となる工種・項目がありましたらご教示願います。その際、工種・項目ごとに、対象外となる経費の種類（共・現・一）をご教示願います。	A:フロンガス処分費、B:フロンガス封入・回収、C:アスベスト定性分析 （共）A、B （現）A, B, C （一）B, C 上記のとおりです。
8	除染_金抜設計書		各所	施工パッケージ（掘削、埋戻し、土砂等運搬、現場発生品及び支給品運搬）は土木工事標準積算基準（国土交通省）を準用されていると思料いたしますが、施工パッケージの構成比が令和7年度の数值になっております。土木工事標準積算基準（国土交通省）を準用する場合は、令和8年度の改定を見込まないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
9	除染_金抜設計書	306 307	204号代価表 205号代価表	土木工事標準積算基準（国土交通省）を準用されていると思料いたしますが、適用年版は令和7年度版と令和8年度版のいずれでしょうか。ご教示願います。	令和7年度版になります。
10	除染_金抜設計書	120 128	27号代価表 34号代価表	当該代価表は帰還困難区域と解除区域の双方で計上されておりますが、水タンク賃料は帰還困難区域内の単価と帰還困難区域外の単価のいずれをお見込みでしょうか。ご教示願います。	帰還困難区域内の単価を適用します。
11	除染_金抜設計書	143 159 160 180 192 193 175 178	8.1.1.1-(2) 8.1.2.7-(2) 8.1.2.7-(3) 8.2.1.1-(2) 8.2.2.7-(2) 8.2.2.7-(3) 78号代価表 81号代価表	農用トラクタの損料は令和7年度版の土地改良工事積算基準(機械経費)（農林水産省）を参照されているでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
12	除染_金抜設計書	175	78号代価表	ボトムプラウの損料は土地改良工事積算基準(機械経費)（農林水産省）の令和8年度改定をお見込みでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
13	除染_金抜設計書	297 303	195号代価表 201号代価表	「諸雑費 各損料」の対象額は機械運転費の合計と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	「諸雑費 各損料」の対象額はすべての項目の合計となります。
14	除染_金抜設計書	302 305	200号代価表 203号代価表	諸雑費の対象額に運転手（除染特殊）は含まれるでしょうか。ご教示願います。	含まれておりません。
15	除染_金抜設計書	311	209号代価表	トラック損料は(15)欄損料と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	令和8年度建設機械等損料表の(15)欄の損料となります。
16	除染_金抜設計書	312	210号代価表	ライトバン損料は(15)欄損料と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	令和8年度建設機械等損料表の(15)欄の損料となります。
17	除染_金抜設計書	313	211号代価表	諸雑費の対象は労務費とクレーン運転費の合計と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。

18	除染_金抜設計書	315	213号代価表	防塵マスクは帰還困難区域内の単価と帰還困難区域外の単価のいずれをお見込み でしょうか。ご教示願います。	帰還困難区域外の単価を適用します。
19	除染_金抜設計書	325	223号代価表	パーソナルコンピューター損料は令和8年度測量機械等損料算定表を参照されて いるでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
20	建築工事_金抜設計書	49	29号代価表	バックホウ損料は(11)欄損料ではなく(15)欄損料と考えてよろしいでしょうか。 ご教示願います。	令和8年度建設機械等損料表の(15)欄の損料となります。
21	建物調査_金抜設計書	1		安全費の記載がございませんが、安全費は見込んでおられないでしょうか。ご教 示願います。	建物調査には安全費を見込んでおりません。
22	建物調査_金抜設計書	3	1号代価表	機械経費の率が令和7年度設計業務等標準積算基準書に準じておられますが、建 物調査は令和8年度積算基準の改定を見込まないと考えてよろしいでしょうか。 ご教示願います。	貴見のとおりです。